

11. 台湾

(1) 教育制度

1968年、中華民国政府（台湾政府）は、義務教育の年限を9年と定め、台湾の教育制度が、確立された（それまで義務教育は6年）。6年制の国民小学（略称は、国小。日本の小学校に相当。）及び3年制の国民中学（略称は、国中。日本の中学校に相当。）を義務教育と定めている。現在は、国中を卒業した95%以上の生徒が3年制の高級中学（略称は高中。日本の普通科高等学校に相当。）または高級職業学校（略称は高専。日本の職業高等学校に相当。日本の高専とは、別。）へ入学試験を経て進学している。

台湾では、2000年に、日本の学習指導要領に相当する「国民中小学九年一貫課程暫行綱要」が公布され、2001年から段階的に実施された。これまでの「国民小学課程標準」と「国民中学課程標準」に替えて、未来化、国際化、統合化、弾力化などの理念のもとに、「国民中小学九年一貫課程暫行綱要」が、定められた。「暫定版」は、2003年に「正式版」となり、2005年から、適用されている。

これまでは、国民小学で11、国民中学で21あった教科が、7つの学習領域にまとめられ、統合化が図られた。これを示すと以下のようになる。

課程標準から一貫課程綱要への移行に伴う教科の再編

九年一貫課程綱要 (現行)	国民小学課程標準 (旧)	教科数 (旧)	国民中学課程標準 (旧)	教科数 (旧)
言語学習領域	国語	1	国語、英語	2
健康と体育学習領域	体育、 健康と道徳（健康分野）	2	健康教育、体育	2
数学学習領域	数学	1	数学	1
社会学習領域	社会	1	認識台湾（社会分野、 歴史分野、地理分野） 公民と道徳、歴史、地理	4
芸術と人文学習領域	音楽、美術	2	音楽、美術	2
自然と生活科技学習領域	自然	1	生物、理科、地球科学 家政、生活科技、パソコン	6
総合活動学習領域	団体活動、補導活動、 郷土教学活動	3	童軍教育*、郷土芸術活動、 補導教育、団体教育	4
計	7	11		21

*童軍教育とは、キャンプ活動などのことをいう。

なお、英語教育は、2005年から国民小学の第3学年から開始されることになった。

さらに、これらの学習領域ごとに、目標、能力指標を定め、それらを達成するための学習段階を設けている。そして、学習段階（例 第1学年～第3学年）ごとに、達成すべき能

II. 教科書制度と教育事情

力指標やその内容を定めている。いわば学年をこえて数学年単位で目標を達成しようという考え方であり、その定め方は、教科によって異なる。そして2003年以降も学習段階の改訂が行われている。学習段階で達成すべき目標や内容は、「分段能力指標」として、番号を付して、きわめて詳細に規定されている。

国民小学及び国民中学の授業日数は、年間200日、一学期は20週、週五日制である。授業の単位時間は、国民小学が40分、国民中学が45分が基準となっている。学習時間は、領域学習の時間と弾力的学習の時間に分かれる。弾力的学習の時間とは、学校が自主的に学習内容を決められる時間である。授業時間を学年ごとに示すと次のようになる

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
領域学習の時間	20	20	25	25	27	27	28	28	30
弾力的学習の時間	2~4	2~4	3~6	3~6	3~6	3~6	4~6	4~6	3~5

総学習時間は、領域学習の時間と弾力的学習の時間を加えたものである。

各学年の総学習時間数は、学習領域ごとに次のように配分するものとされている。すなわち、言語学習領域は、20~30%、健康と体育、数学、社会、芸術と人文、自然と生活科技、総合活動それぞれの学習領域は、10~20%。したがって学校は、総時間数を守りながら各領域ごとの学習時間を、かなり弾力的に定めることができる。

なお、国民小学であるが、原則として、一人の先生が、すべての教科を教えることになっている。しかし、最近では、中高学年の英語と理科などについては、専門の先生が教えるケースがだんだん増えてきた。また、学校の学年は2学期制である。8月から1月までは、上学期で、2月から7月までは、下学期とされる。授業期間は、9月~1月と2月~6月である。

高級中学のコースは、1年で共通科目を学び、2年から文科、理科などのコースに分かれ、それぞれ専門科目を学ぶという。日本によく似た制度のようである。

次に、台湾では、現在、127の大学が、高等教育を提供している。その内訳は、国公立50、私立77である(2000年の教育部の統計)。大学への進学率が、70%である(1997年の教育部の統計)。台湾では、日本と同じように、この統計のあとの年代では、高等教育対象の人口が減少してきているので、現在の進学率は、もっと高くなっていると思われる。毎年1月末から2月初めに実施される全国統一の大学学測(日本の大学入試センター試験にほぼ同じ。基礎的な学力をマークシート方式でテスト。)を経て、7月上旬に実施される各大学または数大学が共同で選抜を行う大学入試を目指す。これとは別に、4月中旬には、4年制技術大学と2年制専科短大の入学試験が行われる。大学の入試の問題の内容は、教科書の内容に沿ったものでなければならないとされている。

(2) 義務教育段階の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

台湾では、「台湾国民教育法」で「学校では、教科書を使用しなければならない。」と教科書の使用義務が定められている。教科書には検定制度があり、教科用図書して総称され

II. 教科書制度と教育事情

る教科書、教師用指導書、教科書とセットで使用する児童・生徒用演習帳（あるいは実験書）がいずれも検定の対象となる。この教科用図書である教科書、教科書とセットになって検定を受けている学生（児童・生徒のことを台湾では、「学生」という。）用の演習帳（原語では、「習作」という。）や実験書（または観察実験書）と区別して、検定を受けていない副教材を「補充教材」と呼び、法律上は、この補充教材（ドリルブック、入試問題集、参考書など）を学校では使ってはいけないという指導が台湾教育部（台湾の文部科学省）から行われている。

教科書の検定は、「国民小学及び国民中学教科用図書審定法」、「高級中学教科用図書審定法」、「高級職業学校教科用図書審定法」によって定められている。台湾では、「検定」のことを「審定」と呼ぶ。検定（審定）の基準は、教育部が定めた小・中・高等学校の課程綱要と各教科の課程綱要及び教材綱要である。

検定は、教育部から権限の委任を受けた国立編譯館が、「教育部教科用図書審定委員会」を設けて行うが、そのメンバーの三分の一は、現場の教員でなければならない、とされている。また、検定では、検定意見にしたがって、最高4回までの書き直しができることになっている。

現在、台湾の教科用図書は、検定制度を採用しているが、以前の国定教科書時代には、台湾教育部の所轄機関である国立編譯館が、国定教科書の編集を行っていた。そして、順次、教科書の編集を民間にゆだねる教科書検定制度に移行するにしたがって、教科書の検定は、国立編譯館が、これを行うようになった。教科書の検定制度を導入したのは、国民小学は、1996年、国民中学は、2002年使用の教科書からである。検定制度に移行してから、間を置かずに進学競争が改善されないという理由で、国定か検定かの論争が激しくなり、2005年から国民小学、国民中学、高級中学の国定版の数学、理科の教科書が復活している。

（国立編譯館は、その中に国立教育研究院の設立準備機関を置いており、国定教科書を「教研院」の名で編集・発行している。）

ただし、国定教科書と並んで民間の検定教科書もあるので、教科書の採択の際には、これらのなかから、選択することになる。現在、国民小学、国民中学、高級中学では、数学と理科の教科書は、国定教科書を採択する学校がふえてきているという。しかし、教科書は有償であり、採択は、1種類に限定されていないので、国民中学や高級中学では、数学や理科の教科書は、検定を通った民間の教科書もあわせて購入し、受験対策のために、2種類の教科書を使う学校が多いという。

2) 教科書の使われ方

先の1)で述べた通り、台湾では教科書の使用義務があり、検定を受けた教科書及び教科書とセットで使用する児童・生徒用演習帳（あるいは実験書）以外の補助教材を学校では使ってはいけないという指導が台湾教育部（文部科学省）から行われている。これを詳細に言えば、教師はこの補充教材を使ってもよいが、学校の授業で使ってはいけない、また生徒は、家庭では使ってもよいが、学校で使用することはできないということである。

また、教師用指導書は、現場の教員にとって役に立つので、教科用図書の3部作（教科書、教師用指導書、習作など）をまとめて値引きをして買っている模様である。教科用図書は、一応の値段（幅がある）はあるが、価格は、教科書の購入者と売る側との話し合い

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

によって決まるので、その実態は公表されておらず、つまびらかではない。

教師用指導書は、授業の進め方や評価の観点、細かくそして詳細に示されている。検定を受けていることもあり、教師の教師用指導書に対する信頼度は高く、授業を行うにあたっては、よく使われているという。

なお、学校には、ひとりひとりに教科書を保管しておくコーナーがあり、児童生徒の判断で、おいておくこともできるし、持ち帰ることもできるという。

3) 採択

教科用図書は、学校ごとに行うことになっている（国小 2655 校、国中 732 校）。その際、教科書は、有償なので、採択は、一種類に限られていない。

4) 有償／無償、給与／貸与

義務教育である国民小学および国民中学の教科書は、有償であり、保護者負担である。

ただし、義務教育の子どもの家庭が低所得の場合には、政府からの補助がある。以前には、義務教育の子供には、教科書無償制度がとられた時代もあったが、国民の平均所得が向上したので、現在、教科書代は保護者の負担に移行している。

5) その他

教科書の判型、ページ数、レイアウトなどの体様は、日本の教科書によく似ている。日本の教科書についての研究が、かなり進んでおり、日本の教科書のみで、おおいに参考にしながら、台湾の教科書をつくっているという。

教科書発行会社数は、2009 年の国立編譯館のデータによれば、国民小学では、国語 5 社、社会 5 社、数学は、6 社＋教研院（国立編譯館）、自然と生活科技（理科）8 社、生活 6 社、英語 8 社、芸術と人文 4 社、健康と体育 4 社、総合活動 4 社となっている。国民中学は、国文（国語）4 社、社会 4 社、数学は、4 社＋教研院（国立編譯館）、自然と生活科技（理科）は、6 社＋教研院（国立編譯館）、英語 9 社、芸術と人文 4 社、健康と体育 4 社、総合活動 4 社である。「生活」は、1～2 年の「社会」、「芸術と人文」、「自然と生活科技」の 3 学習領域を総合した教科書である。

教科書の検定申請は、日本のように、セット主義（例えば、国語なら第 1 学年から第 6 学年までの教科書をそろえて申請すること。）ではないので、特定の学年用の教科書だけを申請することができる。このため、学年ごとの教科書の種類は、必ずしも数がそろっていない。また、判型を変えて一つの教科で 2 種類または 3 種類の教科書を発行している会社もある。

台湾では、高校入試は 2000 年まで全国统一入試によって選抜が行われてきたが、2001 年からは、教育部の方針により多様な入試制度が採用されることになった。

その 1 つは、「申請入学」である。募集定員のおおよそ 10% の生徒は、中学 3 年の内申書のみで、合否が決定される。その 2 は、「推薦入学」である。これは、中学校からの推薦と、高校側の筆記試験によって、選抜を行うもので、募集定員のおおよそ 40% が、これによって決まる。その 3 は、新たな国の共通試験（「基本学力測定」）などによって選抜を行うものである（約 50%）。いずれも、入学者の選抜方法は、学校が独自に定めて行うこと

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

ができ、上記のほかに、数学、理科、言語の特に優秀な生徒の試験、一部の付属中学の高校へのエスカレーター式進学などが認められることになった。

ところが、こうした高校の多様な入試の実施にともなって、ほぼ同じ時期に教科書検定制度が導入されたこともあり、教科書検定制度によって、同一教科の教科書の種類がふえると、高校入試対策にはこれらをすべて学習しないといけないという風潮を生み、すべての教科書を教える学習塾まで誕生するにいたった。

そこで、台北市、台北県、基隆市の3つの地方政府の議会は、受験生の負担を軽減するため、教科書検定制度を廃止し、国定教科書制度を復活せよとの提言を議決するにいたった。

こうした動きを受けて、数学と理科については、検定教科書と並んで、国定教科書が復活するにいたった。

一方、学校ごとの多様な入試制度では、かえって受験生の負担が重くなるということで、保護者の経済的負担を軽くし、進学競争を緩和するために、最近、台北市、台北県、基隆市の3つの地方政府は、3県市が合同で入学者の選抜を行う「連合入学試験」（総合選抜）を提案し、論議を呼んでいる。これらの論議には、保護者も加わり、「入試制度は、学校選抜か、統一選抜（総合選抜）か」に、「教科書は検定制度がいいのか、国定制度がいいのか」が合わさって論議がやや複雑になっている。

このため、台湾教育部が「昇学制度審議委員会」をつくって、各方面の意見を取り入れて、検討しているところである。

（3）義務教育以後の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

前記の（2）義務教育の教科書でまとめて述べているので、そちらを参照されたい。高級中学、高級職業学校でも義務教育と同じく教科書の使用義務があり、検定に合格した教科書を使用しなければならないとされている。

2) 教科書の使われ方

前記の（2）義務教育の教科書のところで述べたところと同じなので、そちらを参照されたい。検定を受けた教科書及び教科書とセットで使用する生徒用演習帳（あるいは実験書）以外の補充教材（ドリルブック、入試問題集、参考書など）は、義務教育の学校と同じく学校での使用が禁止されているが、実際には、使われているようである。

3) 採択

教科書の採択は、学校ごとに行う。

4) 有償／無償、給与／貸与

教科書及び補助教科書は、すべて有償である。（2）義務教育の教科書のところで述べていることを参照されたい。

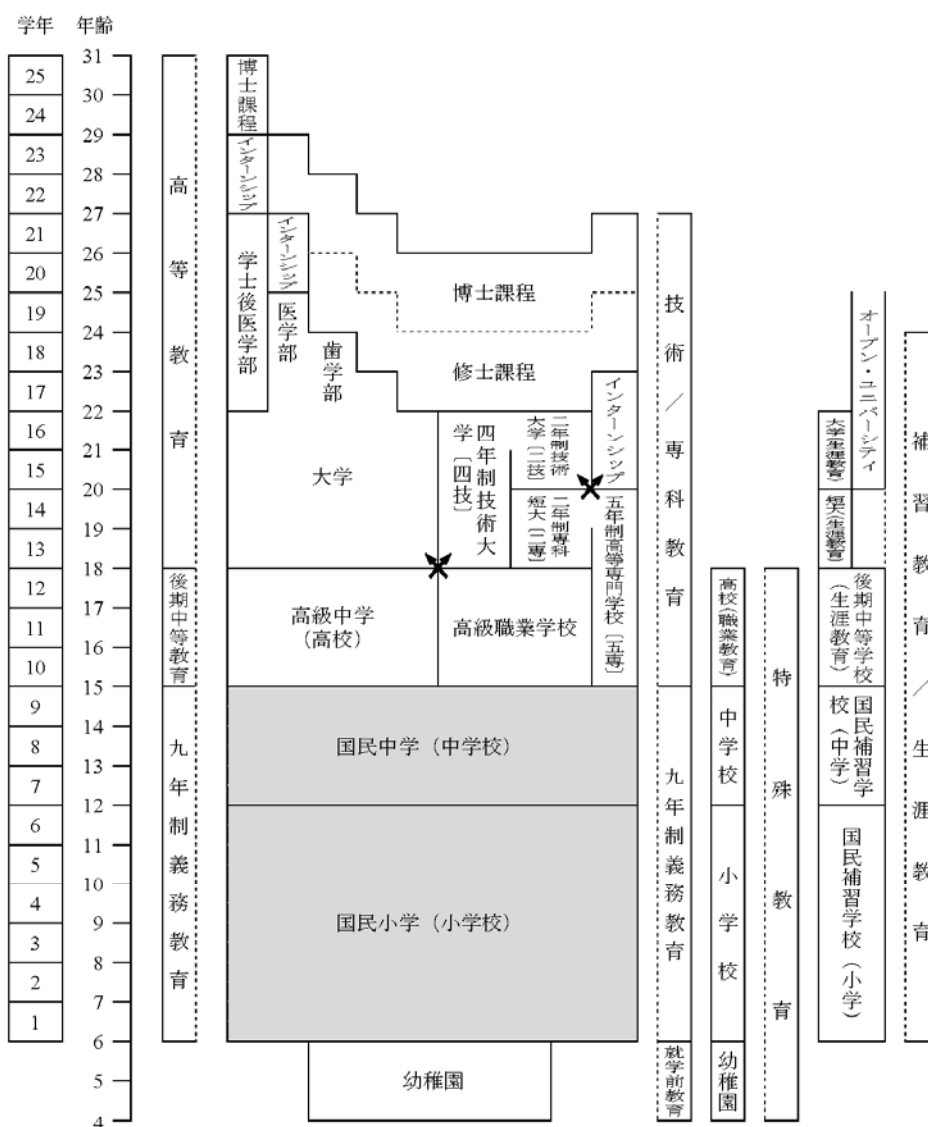
II. 教科書制度と教育事情

5) その他

高級中学及び高級職業学校の教科書の発行会社数は、教科別では、数がばらばらで、康軒、翰林、南一、康熙、全華、三民、華興、泰宇、謳馨、科友、勁園など十社以上がある。教科書発行会社が発行する教科書の種類や数も、多種多様である。

教科書発行会社は、教科書以外の補充教材（検定を受けていない教材）として、参考書、問題集、ドリルブックなどを製作し、販売している。教科書や補充教材の販売競争もはげしく、無料の教具を配ったり、無料の研修会を開催することなどが行われている。

台湾の学校系統図



- 注 1. 医学部、歯学部 of 修業年限は、インターンシップ1年を含んだ年限である。
 2. インターンシップ=working experience

* 台湾教育省発行の資料“Education in Taiwan 2008” p.9 をもとに筆者が作成。日本語訳は中央教育審議会教育課程部会外国語専門部会（第9回）配布資料（H17.11.11）のうちの参考資料4-3「台湾における小学校英語教育の現状と課題（暫定版）」を参考にした。

（藤村和男）

